

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要）

社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第4次報告（平成20年3月27日）

検証方法

平成18年1月1日から同年12月31日の間に子ども虐待による死亡事例として都道府県（指定都市を含む）を通じて厚生労働省が把握した合計100例（126人）について、心中以外の事例52例（61人）、心中事例48例（65人）それぞれについて、①調査票による調査、②ヒアリングによる調査を実施。

① 調査票による調査

関係都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）に対し、事例の概要や子ども・虐待者の状況等について調査票により回答を求めた。

② ヒアリングによる調査

今回は、地方公共団体において検証が実施された事例のうち、子どもに障害があった事例、児童相談所及び市町村虐待担当課が関与していなかった事例、婦人相談所の関与があった事例、死亡した子どもとは別のきょうだいの虐待通告があった事例の計4例について、関係都道府県・市町村及び関係機関を対象にヒアリングを実施した。

調査結果及び考察

1 死亡した子どもの数

心中以外の事例が52例（61人）、心中による事例が48例（65人）であり、平成17年と比較すると、心中以外の事例では1例（5人）、心中による事例では29例（35人）の増加であった。

なお、心中事例の増加は、実際の事例数そのものが増加しているとは言い切れず、地方公共団体において、検証対象事例として国に報告すべきものとの認識が高まり、報告されるようになったためとも考えられる。

2 年齢

これまでは、心中以外の事例では0歳が最も多く、約4割を占めていたが、今回は20人（32.8%）と減少した。しかし、心中以外の事例では、0～3歳が45人（73.8%）と7割以上を占めている傾向はこれまでと同様であった。

一方、心中事例では0歳の割合は7人（10.8%）、0～3歳も24人（36.9%）にとどまり、各年齢に分散している傾向はこれまでと同様であった。

3 虐待の種類

心中以外の事例では、主たる虐待の種類がネグレクトであったものは23人（39.7%）あり、平成17年の7人（13.7%）から大幅に増加した。

4 直接の死因

心中以外の事例では、頭部外傷が12人（21.8%）と最も多い傾向はこれまでと同様であるが、火災による熱傷・一酸化炭素中毒が11人（20.0%）と平成17年の2人（3.9%）から増加した。

一方、心中事例では頸部絞やくによる窒息が27人（46.6%）、中毒が18人（31.0%）で、全体の約8割を占めていた。

5 妊娠期の問題

心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは16人（26.2%）と、平成17年の10人（17.9%）より増加した。

6 乳幼児健診未受診

受診状況を把握できたケースのうち心中以外の事例では、3歳児健診未受診者が10人（55.6%）と、平成17年の5人（35.7%）から増加した。

7 養育している家庭の家族形態

心中以外の事例では、実父母がそろっている家庭は24例（51.1%）と平成17年の19例（47.5%）から増加し、心中事例では平成17年は全て実父母がそろっていたが、今回は、29例（72.5%）と減少した。

8 養育家庭の経済状態

心中以外の事例では生活保護世帯4例、市町村民税非課税世帯7例の計11例（57.9%）で、平成17年の計7例（38.9%）と比較すると経済的困難のある家庭の割合は増加した。一方で、心中事例では生活保護世帯2例、市町村民税非課税世帯が3例の計5例（26.3%）であった。

9 地域社会との接触

心中以外の事例では、これまでと同様に、今回も地域社会との接触がほとんどないもしくは乏しいと考えられる家庭の割合が高く、19例（73.1%）（平成17年16例（69.5%））となっており、心中事例の6例（35.3%）を大きく上回っていた。

10 母親の心理的・精神的問題

育児不安は、心中以外の事例で14例（26.9%）、心中事例で12例（25.0%）、精神疾患（医師の診断によるもの）は、心中以外の事例で7例（13.5%）、心中事例で13例（27.1%）、うつ状態は、心中以外の事例で9例（17.3%）、心中事例で9例（18.3%）あり、心理的・精神的な問題のある母親が多い傾向は平成17年と同様であった。

11 関係機関の関与

① 児童相談所の関与

心中以外の事例に関し、児童相談所が関与している割合は、平成17年では10例（19.6%）で減少傾向にあったが、今回は12例（23.1%）と増加した。また、心中事例でも8例（16.7%）に児童相談所が関与していた。また、児童相談所の関与事例（12例）のうち、虐待の認識はなかったものが6例、リスク判定の見直しを行わなかったものが9例あった。

② 児童相談所以外の関係機関の関与

関係機関との接点があったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、心中以外の事例で24例（46.2%）と平成17年の45.1%と同様の傾向であったが、心中事例では34例（70.8%）にのぼった。関係機関が適切に判断し、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、児童相談所につなぐことが重要な課題となっている。

12 児童相談所のアセスメント

① リスクの認識の徹底

保護者自身が子どもの一時保護を求めている場合や、保護者自身や家族等から「子どもの首を絞めてしまった」などの訴えがある場合、また、それまで支援を求めている保護者が一転して支援を拒否する場合などに、児童相談所は子どもの生命の危険が高いという認識をもって対応できていない状況があり、児童相談所のリスク認識の徹底が必要である。

② 虐待者への対応

児童相談所は、さまざまな理由から虐待者本人と直接接触せず、虐待を行っていない保護者と子どもとの関係を保つことにとどまる事例があり、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援が十分に行われていない状況があった。必ず虐待者本人との面接を行う必要がある。

③ 施設入所の措置解除に関するアセスメントの徹底

施設入所していた子どもが一時帰宅中あるいは退所後に死亡した事例が、心中以外の事例が7人、心中事例が6人で合わせて13人あった。この中には、出生後すぐから長期間の入所を経て一時帰宅の際や退所後に死亡した事例があった。児童相談所は、施設に入所している子どもの措置解除に当たっては、特に保護者の養育能力のアセス

メントを行うほか、退所後の養育支援体制を整えた上で一時帰宅の後、退所させる必要がある。

④ 長期にわたるネグレクトにより死亡した事例

長期にわたるネグレクトにより死亡した事例が4例あったが、このうち3例は、児童相談所が関与しており、いずれも3歳以下の幼児であった。直接目視による子どもの安全確認等を徹底すべきである。

13 残されたきょうだいへの対応

虐待によって死亡した子どもの死亡後も自宅で生活しているきょうだいが、心中以外の事例で12人(30.0%)、心中事例で6人(66.7%)あり、児童相談所又は市町村は、これらのきょうだいについての定期的な安全確認とアセスメントを行う必要がある。

14 地方公共団体が実施した検証について

検証が実施された事例は、心中以外の事例で19例(36.5%)、心中事例で11例(23.4%)とまだ半数にも満たない状況にある。改正児童虐待防止法の施行により、本年4月より地方公共団体における重大事例についての検証の責務が規定されることから、児童虐待による死亡事例について第三者による客観的かつ詳細に検証が実施されることが求められる。

報告事例により明らかとなった課題と提言

1 発生予防に関するもの

課題1 関係機関の連携

- 関係機関において下記のような連携が不十分な状況があった。
 - ・精神障害のある保護者について児童相談所等が医療機関に情報提供を求めること
 - ・婦人相談所が母子を一時保護所から退所させる際、居住する市町村に情報提供を行うこと
 - ・障害児通所施設が通所する児童の母親の育児不安等を把握した場合、児童相談所に情報提供すること
 - ・保育所等において、長期欠席等がある場合子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、関係機関で連携して対応すること
 - ・市町村保健センター等保健機関による乳幼児健診未受診者の把握
 - ・妊娠期に問題を抱える妊婦を把握した場合の早期支援の開始

⇒関係機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべき。

⇒婦人相談所は、子どもが乳幼児であって母親に精神障害があるようなハイリスクのケースについて、その一時保護所から退所する際、それらの者が居住する市町村に情報提供

すべき。

⇒市町村は、家庭が転居した場合の対応を含め、乳幼児健診未受診者の把握等を徹底するべき。

2 早期発見・早期対応に関する課題

課題2 通告・相談体制に関する課題

- 児童相談所における夜間・休日の相談体制で受理した事例について、相談内容の緊急性や重症度を判断し、適切な伝達を図る組織的な体制が十分整っていない。

⇒児童相談所における夜間・休日の相談体制について、早急に調査、把握した上で、適切に事例に対応することのできる体制を構築する必要がある。

課題3 アセスメントに関する課題

- 児童相談所において、典型的な虐待のハイリスクの状況を捉えることや、ケースに関する家族全体のアセスメント、及び、きょうだい事例で家庭に残されている子どものリスクを捉えることが十分に行われていない。

⇒児童相談所は、下記のような状況がある場合には、子どもの生命のリスクが極めて高いことを認識しアセスメントを行った上で対応することを徹底すべき。

- ・ 保護者自ら「子どもを預かって欲しい」などの訴えがある場合
- ・ 「子どもの首を絞めてしまった」などの内容が含まれる場合
- ・ それまで支援を求めていた保護者が一転して支援を拒否するなどの変化が見られた場合

⇒児童相談所は、家族全体のアセスメントを実施すること、及び虐待が疑われるケースについてきょうだいの安全確認を行うことを徹底するべき。

課題4 虐待者への対応に関する課題

- 児童相談所が関与している事例において、様々な理由から虐待者本人との面接など、直接接せずに対応を行っている場合がある。

⇒児童相談所は、虐待対応において虐待者本人への介入及び支援なしに状況の改善はあり得ないことを十分認識し、虐待通告・相談があった場合、必ず虐待者本人との面接を行った上で指導及び援助を実施するよう周知徹底すべき。

3 保護・支援に関する課題

課題5 施設入所措置解除後の対応に関する課題

- 施設に入所している子どもの措置解除に当たって、保護者の養育能力のアセスメントや愛着形成に関する長期的な支援の検討など必要な対応が行われていない。

⇒例えば、生後すぐから長期間施設に入所している子どもを措置解除するに当たっては、下記を行うことを条件とすべき。

- ・保護者の養育能力についてアセスメントを行うこと
- ・親子の愛着形成のための長期的支援を検討すること
- ・子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の対象ケースとすること
- ・措置解除の前に支援体制を整えた上で一時帰宅を実施すること

課題6 残されたきょうだいへの対応に関する課題

- 残されたきょうだいの安全確認は、子どもの死亡時には 80.6%に行われているが、継続的には実施されていない状況がある。

⇒虐待により子どもが死亡し、その家庭に死亡した子どもの他に残されたきょうだいがいる場合には、児童相談所及び市町村はそのきょうだいについて児童記録表を作成し、定期的に安全確認及びアセスメントを行うべき。

4 その他

課題7 地方公共団体における検証に関する課題

- 地方公共団体において検証が行われた事例が半数にも満たず、また、検証が実施されていても、事実関係の詳細が調査されていないものや本質的な問題点が指摘されず表面的な検証にとどまっているものなどがみられる。

⇒改正児童虐待防止法の施行により、地方公共団体における重大事例の検証の責務が規定されることから、本専門委員会が第3次報告で示した「地方公共団体における子ども虐待による死亡事例等の検証について」を参考に、地方公共団体は第三者による客観的かつ詳細な検証が実施できる体制を早急に整えることとすべき。

5 まとめ

本検証委員会において、これまで平成15年7月～平成18年12月までの247例（295人）の死亡事例を検証してきた。しかしながら、これまで本検証委員会において具体的な改善策も含め提言したことが活かされず、同様の事態が生じていることは誠に残念である。全ての地方公共団体が本検証結果にも留意して虐待対策に取り組むべきである。

また、国においても、本検証委員会の報告を広く地方公共団体に周知するとともに、具体的改善策の実施状況の把握に努め、虐待防止対策の改善を図るべきである。

1. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員

岩城 正光	NPO 法人日本子ども虐待防止民間ネットワーク理事長
上野 昌江	大阪府立大学看護学部教授
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部長
○柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
坂本 正子	甲子園短期大学教授
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部教授
◎松原 康雄	明治学院大学社会学部教授

◎：委員長、 ○：委員長代理

2. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会開催経過

□「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」

- 第16回 平成19年7月13日（金）
- 第17回 平成19年11月5日（木）
- 第18回 平成19年12月27日（木）
- 第19回 平成20年3月7日（金）

□「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における児童虐待事例に係る 現地調査

- ・平成19年8月30日（木）
- ・平成19年8月31日（金）
- ・平成19年9月13日（木）
- ・平成19年9月21日（金）